

1. 議事日程（平成30年第2回北広島町議会定例会）

平成30年6月8日  
午前10時開会  
於 議 場

日程第1		会議録署名議員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3		諸般の報告
日程第4	報告第4号	平成29年度北広島町一般会計繰越明許費について
日程第5	報告第5号	平成29年度北広島町水道事業会計予算の繰越について
日程第6	報告第6号	専決処分の報告について (事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて)
日程第7	報告第7号	専決処分の報告について (事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて)
日程第8	報告第8号	専決処分の報告について (事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて)
日程第9	報告第9号	専決処分の報告について (事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて)
日程第10	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて (北広島町税条例等の一部を改正する条例)
日程第11	承認第2号	専決処分の承認を求めることについて (北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
日程第12	議案第60号	特別職の職員等の旅費の特例に関する条例
日程第13	議案第61号	字の区域の変更について
日程第14	議案第62号	工事請負契約の締結について (樽床・八幡山村生活用具および民家保存修理工事)
日程第15	議案第63号	財産の取得について (災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材)
日程第16	議案第64号	平成30年度北広島町一般会計補正予算(第1号)
日程第17	議案第65号	平成30年度北広島町介護保険特別会計補正予算(第1号)
日程第18	諮問第2号	人権擁護委員の推薦について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 濱田芳晴	2番 美濃孝二	3番 真倉和之
4番 湊俊文	5番 敷本弘美	6番 森脇誠悟
7番 宮本裕之	8番 山形しのぶ	9番 亀岡純一
10番 梅尾泰文	11番 室坂光治	12番 服部泰征
13番 伊藤淳	14番 中田節雄	15番 大林正行
16番 伊藤久幸		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	箕野博司	副町長	中原健	教育長	池田庄策
芸北支所長	清見宣正	大朝支所長	竹下秀樹	豊平支所長	益田智幸
危機管理課長	野上正宏	総務課長	畑田正法	財政課長	植田優香
企画課長	砂田寿紀	税務課長	浅黄隆文	福祉課長	細川敏樹
保健課長	福田さちえ	農林課長	落合幸治	商工観光課長	沼田真路
建設課長	川手秀則	町民課長	坂本伸次	上下水道課長	中川克也
消防長	石井雅宏	学校教育課長	石坪隆雄	生涯学習課長	西村豊
会計管理者	畑田朱美	国土調査事務所長	堂原千春		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 松浦 誠                      議会事務局 田辺 五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤久幸） おはようございます。先の議会運営委員会において、省エネ、節電対策の取り組みの一環として、本議会においても、服装をクールビズに努めることといたしました。暑い方は、上着をとっていただいても結構です。皆様のご理解、ご協力をお願いします。ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第2回北広島町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（伊藤久幸） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番、山形議員、9番、亀岡議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 会期の決定について

- 議長（伊藤久幸） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月20日までの13日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（伊藤久幸） ご異議なしと認めます。従って、本定例会の会期は、本日から6月20日までの13日間と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第3 諸般の報告

- 議長（伊藤久幸） 日程第3、諸般の報告をいたします。議長報告は、配付しておりますとおりでありますが、その中から若干報告を申し上げます。4月8日には、北広島千代田ライオンズクラブ結成45周年記念例会がみちづれで開催されました。5月28日には、東京国際フォーラムAで、平成30年度町村議会議長副議長研修会が開催され、濱田副議長に出席をしていただきました。研修では、町村議会議員の議員報酬等のあり方、中間報告と町村議会のあり方に関する研究会報告書について、山梨学院大学大学院社会科学部研究科長法学部教授の江藤俊昭氏による講演が行われました。なお、研修資料は、議会事務局に保管しておりますので、ご覧ください。以上で議長報告を終わります。次に、本定例会までに受理した請願・陳情は、別紙、請願・陳情受付簿のとおりです。会議規則第92条の規定により、所管の常任委員会に付託いたします。次に、地方自治法第199条第9項の規定により、定例監査の結果報告書及び地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書が提出されております。お手元に配付したとおりです。朗読は省略いたします。以上で、議長からの諸般の報告を終わります。次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。箕野町長。
- 町長（箕野博司） おはようございます。それでは行政報告をいたします。危機管理課の関係であります。2ページをお開きください。消防団の関係でございます。3月、4月と北広島町消防団、春の訓練を行ったところであります。また、5月には、広島県消防協会山県支部訓練ということで、北広島町、安芸太田町、両町の消防団合同訓練ということで、大朝の運動公園で行ったところでございます。企画課の関係です。6ページをお願いします。昨年度から始めたきたひろ応援ファンド事業であります。今年度もこの事業を進めております。地方創生の取り組みで、地域の活性化や産業の発展などを支援するため、新たな資金調達方法として、クラウドファンディングに取り組むものであります。事業募集を行い、2件の事業を採択いたしました。1つは、芸術村ギャラリー&交流スペース創設事業であります。筏津芸術村を拠点としてアートで地域を元気に！をスローガンに、芸術に関する情報交換、創作活動、発表の場を整備するとともに、ワークショップなどのイベントを開催して、アートの拠点づくり、交流・教育の場づくりなど複合的な文化・芸術施設を創設し、芸術を通じた交流人口、定住人口の拡大に取り組むものであります。7ページをお願いします。2つ目がソフトテニスを通じた地域活性化事業であります。ソフトテニスの講習会や生涯スポーツとしての普及活動の実施や大会共同

応援を行い、新たな交流の場を創出するとともに、クラブの運営環境の充実を図っていかうというものであります。また、ソフトテニスを通じた地域活性化、北広島町及びどんぐり北広島ソフトテニスクラブの知名度向上に向けたPRを行って競技人口の拡大、スポーツ施設や宿泊施設利用者の増加につなげることを目指しておるものであります。どちらも6月から寄附の受付を開始をしているところであります。8ページをお願いします。協働のまちづくりということで、4つの地域協議会がありますが、それぞれで地域の将来ビジョンを描くワークショップを企画、開催をしていただいたところであります。次に、町民課の関係であります。10ページをお願いします。北広島町男女共同参画プラン第3次であります。これを策定をいたしました。委員会を4回開催し、3次プランの策定を行ったところであります。11ページをお願いします。福祉課の関係であります。第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画を3回の委員会を開催し、策定をいたしました。それから、北広島町子育て世代包括支援センターネウボラきたひろしまてごてご、これを4月1日に設置をしたところであります。役場本庁の福祉課及び旧町単位にあります子育て支援センターを拠点として設置をしたものであります。新たに母子保健コーディネーター、保健師、助産師、そして子育て支援コーディネーター、保育士等を配置をしてスタートしたところであります。保健課の関係です。13ページをお願いします。元気づくり推進事業ということで、今年度上期に新しく3地域が始めたということで、全町で、今53会場で週2回元気づくり体操を行っていただいているところであります。15ページをお願いします。介護予防普及啓発事業ということで、サロン等への出前講座であります。3月と4月で、14会場384人に参加をいただいたということでございます。20ページ、商工観光課の関係であります。広域観光連携事業ということで、やまがたサイクルツーリズム推進協議会というものを安芸太田町と北広島町両町の関係部局で構成するものであります。協議会を設置し、協議を重ねてきたところであります。8月11日土曜日にファンライド2018 in やまがたサイクルランドということで、サイクリングの競技、楽しむというような競技であります。開催することにしております。今、それに向けて準備を進めているところであります。21ページをお願いします。北広島町農山村体験推進事業であります。山海島体験活動として、昨年度ということになりますけれども、31校820名の受け入れをしたと。また、22ページのほうですが、修学旅行で9校1047名の生徒を受け入れしたと。それから下段のほうですが、海外からの教育旅行ということで、7団体207名の生徒さんを受け入れたということでございます。建設課の関係です。23ページをお願いします。昨年7月に起きた豪雨災害の災害復旧事業ということであります。2月21日から5月8日までの間に農林水産施設の災害復旧工事として40件、公共土木施設の災害復旧工事として26件の発注を行ったところであります。通算で、発注済み件数が農林関係で88件、公共土木関係で95件の発注をしておるところであります。着実に進めてまいっております。できるだけ早く完了するように進めてまいります。上下水道課の関係です。26ページをお願いします。水道事業であります。壬生の浄水場取水施設の設置工事であります。電気、機械等も含めて、8月には完成する予定で今進めております。このことにより、水の確保ができるということになります。ご安心をいただきたいと思います。また、広島県の水道事業広域連携についてでありますけれども、県内の水道事業を行っております全市町が参画をいたしまして、広島県水道広域連携協議会というものを4月1日付で発足をしたところであります。具体について、これからいろいろと協議を進めていくということになります。私のほうからは以上であります。教育委員会関

係につきましましては、教育長より報告いたします。

○議長（伊藤久幸） 教育長。

○教育長（池田庄策） 教育委員会から教育行政の概要について報告を申し上げます。27ページをご覧ください。まず、学校教育課でございますが、今年度入学式でございますが、4月6日、9日、小学校1年生131名、中学校146名、各1年生の入学がなされました。併せまして、4月17日に全国学力・学習状況調査を実施をしております。それから、中段以下でございますが、コミュニティスクール、いわゆる学校運営協議会でございますが、本年度は新たに3校が加わりました。壬生小学校、豊平小学校、豊平中学校、大朝小学校、大朝中学校の5校が学校運営協議会の組織を作っております。28ページをお願いいたします。生涯学習課でございますが、ドミニカ共和国オリンピック事前合宿協定調印式及び歓迎レセプションにつきましましては、平成30年3月27日に開催をいたしました。その下でございますが、スポーツ事業であります。チャレンジデー2018、昨年を上回る町内の参加者がございました。以下、各事業の取り組みを多く実施をさせていただきました。教育委員会からは以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 以上で、町長及び教育長の行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 報告第4号 平成29年度北広島町一般会計繰越明許費について

○議長（伊藤久幸） 日程第4、報告第4号、平成29年度北広島町一般会計繰越明許費についての報告を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、報告第4号につきましまして概要を説明します。議案集の1ページをお願いします。報告第4号、平成29年度北広島町一般会計繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項に定めるところにより報告するものであります。平成30年1月臨時議会において、議案第3号、平成29年度北広島町一般会計補正予算（第6号）及び平成30年3月定例議会において、議案第35号、平成29年度北広島町一般会計補正予算（第7号）で議決をいただきました繰越明許費につきましまして調整を行った結果を報告するものであります。詳細につきましましては、担当から説明いたします。

○議長（伊藤久幸） 財政課長。

○財政課長（植田優香） 報告第4号、平成29年度一般会計に係る繰越明許費につきましまして、財政課から報告いたします。議案書の1ページをご覧ください。年度内に支出が完了しない経費につきましまして、平成30年度に繰り越しをした額を報告するものです。3款民生費の社会福祉費、高齢者福祉推進事業、芸北高齢者生活福祉センター仙水園修繕324万円を、次に、6款農林水産業費の農業費、農業基盤整備事業、月谷ため池改修工事、広域農道負担金1085万6000円、担い手育成総合支援事業、園芸作物条件整備事業293万6000円を、次に、8款土木費の道路橋梁費、道路新設改良事業、町道瀬山萩原線道路改良工事2125万9000円、橋梁維持修繕事業、神崎橋測量設計委託1300万円、同じく河川費、河川改良事業、又打川つけかえ工事1870万円、同じく砂防費、急傾斜地崩壊対策事業、川戸地区県施工工事負担金250万円を、次に10款教育費の社会教育費、北広島町図書館運営費、図書館大規模改修設計委託529万2000円を、次に、11款災害復旧費の農林水産施設災害復旧費、

平成29年発生農林水産施設災害復旧事業4億2147万2000円、平成29年発生農林水産施設単独災害復旧事業、北橋水路ほか1件295万円、同じく公共土木施設災害復旧費、平成29年発生公共土木施設災害復旧事業8億6005万3440円を。以上、合計11事業13億6225万8440円を平成29年度から平成30年度へ繰り越したものでございます。以上で報告を終わります。

○議長（伊藤久幸） 以上で、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 報告第5号 平成29年度北広島町水道事業会計予算の繰越について

○議長（伊藤久幸） 日程第5、報告第5号、平成29年度北広島町水道事業会計予算の繰越についての報告を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、報告第5号につきまして概要を説明します。議案集の2ページをお願いします。報告第5号、平成29年度北広島町水道事業会計予算の繰越について、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものです。詳細につきましては、担当から説明いたします。

○議長（伊藤久幸） 上下水道課長。

○上下水道課長（中川克也） 報告第5号、平成29年度北広島町水道事業会計予算の繰越につきまして、上下水道課からご説明申し上げます。議案集の2ページでございます。地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、建設改良費の繰り越しをしたもので、同条第3項の規定によりご報告いたします。1款資本的支出、1項建設改良費の工事請負費、壬生浄水場取水施設設置工事、こちらは土木工事部門でございます。これを1億2742万4000円、同じく壬生浄水場取水施設設備工事、こちらは機械電気設備工事部分でございますが、こちらを3897万8000円、また、これらの工事の施工監理業務に対する委託料428万5000円の以上3つの事業、計1億7068万7000円の繰り越しをしたものでございます。土木工事部分の取水施設設置工事につきましては、関係機関との協議により、江の川の水質汚濁防止対策を追加で施工したための工事遅延により繰り越しをしたものでございます。機械電気工事部分の取水施設設備工事並びに施工監理業務につきましては、当初より工期、期間の終期が平成30年度にかかっており、平成29年度内の支払い義務が発生しなかったものでございます。なお、土木工事につきましては、本年6月30日までの工期、機械電気設備工事及び施工監理業務につきましては、本年8月10日までの期間及び業務期間となっております。以上で、報告を終わります。

○議長（伊藤久幸） 以上で、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 報告第6号 専決処分の報告についてから

日程第9 報告第9号 専決処分の報告について

○議長（伊藤久幸） 日程第6、報告第6号、専決処分の報告についてから、日程第9、報告第9号、専決処分の報告についてまでの4件について一括で報告を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、報告第6号から報告第9号につきまして、一括して概要を説明します。議案集の3ページをお願いします。報告第6号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。議案集5ページから10ページまでの報告第7号、第8号及び第9号につきましても同法の規定により報告するものであります。詳細につきましては、担当から説明します。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 報告第6号から報告第9号、専決処分の報告について、建設課からご説明申し上げます。議案集3、4ページをご覧ください。相手方の住所、氏名については記載のとおりです。事故の概要は、平成30年2月23日午前7時20分ごろ、大朝14288番地3、町道船峠線を志路原方面に走行中、凍結した堆雪付近をよけて走行したところ、道路陥没箇所を左側前輪及び後輪タイヤが通過したことにより、前輪タイヤホイールが損傷し、後輪タイヤがパンクしたものです。和解内容は、1、町は相手方に対し、損害賠償として6026円の支払い義務があることを認め、これを支払う。2、町及び相手方は、今後一切、本件請求原因事項に関して、何ら債権債務を有しないことを確認する。の2点でございます。損害賠償額は6026円で、内訳はタイヤホイール及びタイヤの修繕費でございます。続きまして、5、6ページをご覧ください。相手方の住所及び氏名は記載のとおりです。事故の概要は、平成30年2月28日午前7時ごろ、大朝14288番地3、町道船峠線を志路原方面に走行中、走行中の自転車をよけて走行したところ、道路陥没箇所を右側前輪及び後輪タイヤが通過したことにより、右後輪タイヤがパンクしたものです。和解内容は、1、町は、相手方に対し、損害賠償として7581円の支払い義務があることを認め、これを支払う。2、町及び相手方は、今後一切、本件請求原因事項に関して、何ら債権債務を有しないことを確認する。の2点でございます。損害賠償額は7581円で、内訳はタイヤの修繕費でございます。続きまして、7、8ページをお願いします。相手方の住所及び氏名は記載のとおりです。事故の概要は、平成30年3月26日午後9時30分ごろ、新氏神10番地先、町道氏神1号線を走行中、道路陥没箇所を通過したことにより、左側前輪タイヤをパンクしたものです。和解内容は、1、町は、相手方に対し、損害賠償として8253円の支払い義務があることを認め、これを支払う。2、町及び相手方は、今後一切、本件請求原因事項に関して、何ら債権債務を有しないことを確認する。以上、2点でございます。損害賠償額は8253円で、内訳はタイヤの修繕費でございます。続きまして、9、10ページをお願いします。相手方の住所及び氏名は記載のとおりでございます。事故の概要、平成30年4月3日午前7時30分ごろ、新氏神10番地先、町道氏神1号線を走行中、道路陥没箇所を通過したことにより、左側前後輪タイヤをパンクしたものです。和解内容、1、町は、相手方に対し、損害賠償として8400円の支払い義務があることを認め、これを支払う。2、町及び相手方は、今後一切、本件請求原因事項に関して、何ら債権債務を有しないことを確認する。以上、2点でございます。損害賠償額は8400円で、内訳はタイヤの修繕費でございます。以上、建設課から報告を終わります。

○議長（伊藤久幸） 以上で、4件の報告を終わります。

日程第10 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

日程第11 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（伊藤久幸） 日程第10、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて及び日程第11、承認第2号、専決処分の承認を求めることについての2件を一括議題とします。以上、2件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、承認第1号から承認第2号について一括して概要を説明します。議案集の11ページをお願いします。承認第1号、専決処分の承認を求めることにつきましては、北広島町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。議案集の79ページをお願いします。承認第2号、専決処分の承認を求めることにつきましては、北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。以上、詳細につきましては担当から説明いたします。

○議長（伊藤久幸） 税務課長。

○税務課長（浅黄隆文） それでは承認第1号の北広島町税条例等の一部改正について、税務課より説明をいたします。国の平成30年度税制改正に伴い、地方税法及び同法施行令改正が平成30年3月31日に公布されました。この改正された法律等の施行日は、平成30年4月1日を含んでおり、町の議会を招集する時間的余裕がないので、関連する町の税条例を同日の3月31日付で専決処分をしたものでございます。お手元の資料により、ポイントを絞って説明をさせていただきます。まず、条例の構成ですけれども、第1条から第6条まで、プラス附則からなっております。分量は、議案書12ページから78ページの全部で67ページに及びます。施行日は、平成30年4月1日を原則としつつも、平成34年10月1日までの間に10回にわたり、順次到来いたします。条例改正の分量が多いのは、たばこ税の改正が主なもので、全体の7割程度を占めております。たばこ税の改正は、大きく4点でございまして、2枚目の図表、たばこ税の見直しの全体像とともにご確認をください。まず、1点目が税金が平成30年10月から1回に1本当たり1円ずつ、3段階で、合計3円ずつ引き上げられます。これを国、地方で分け合います。図表では赤線で示されています。1本当たりの引き上げ額は、括弧書を見てください。2点目は、加熱式たばこの課税方式の見直しです。加熱式たばこの区分を新たに創設し、紙巻きたばこの本数への換算方式を現行のものから新たな換算方式に5段階で徐々に切り替えていきます。図表では、下に5回が表示をされております。3点目は、わかばやエコー、ゴールデンバットなどの旧3級品の税率が低く設定されていた特例税率が、平成27年度から段階的廃止が行われており、現在その途中です。図表では青線で示されております。たばこ税の引き上げと特例税率廃止の二重の負担増になるため、31年4月引き上げ予定が31年10月に半年間延期をされました。青の点線が予定でございました。4点目、資料では2ページです。手持品課税です。手持品課税とは、増税直前に大量に仕入れて、増税後に売りさばき、税率の差益を不当に得ることを防止するためにとられる措置で、たばこ税引き上げの際に毎回実施をされます。図表では、下のほうに二重丸で表示をされております。増税の影響でござい



ますが、喫煙者にとっては当然に増税となります。町のたばこ税収入は1億2000万円程度でございますけれども、昨今の健康志向の高まりや禁煙環境の拡大により、年々減収を見込んでいます。次に、個人町民税です。施行日は平成33年1月1日です。1点目は、給与所得控除、これはサラリーマンの必要経費に当たるものですが、10万円引き下げになります。年金控除も同様です。代わりに基礎控除が10万円引き上げになります。多くのサラリーマンにとっては、税負担は変わりません。給与や年金がない若い個人自営業者にとっては、基礎控除が10万円増える分だけ減税となります。2点目は、合計所得金額が2400万円を超えると、基礎控除額が徐々に減少し、2500万円を超えると基礎控除の適用がなくなります。ゼロとなります。高額所得者にとっては、その分増税になります。町の税収への影響ですけれども、非常に微少ですけれども、増加要因と捉えております。次に、固定資産税です。中小企業の生産性向上の支援のため、生産性向上特別措置法が成立し、今月6日に施行されております。一定の要件を満たした設備投資について、固定資産税を3年間に限り、条例で定めれば、2分の1からゼロとする特例措置が創設されました。北広島町はゼロ、すなわち無税とすることとしております。現在、町内の中小企業3社程度から具体的な問い合わせがあり、商工会や商工観光課と協議中であります。続きまして、承認第2号、国保税の一部改正について説明をします。資料は3ページです。本改正につきましても、平成30年3月31日に公布されました地方税法施行令の改正に基づく改正でございます。施行日は、平成30年4月1日です。別紙のポンチ絵もご覧ください。今回の改正は、課税限度額を引き上げる一方で軽減世帯の判定所得を引き上げるにより、軽減世帯の拡大をさせるものでございます。改正の内容については以上でございます。承認のほど、よろしく願いいたします。

- 議長（伊藤久幸） これをもって提案理由の説明を終わります。本件については、後日、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第12 議案第60号 特別職の職員等の旅費の特例に関する条例

- 議長（伊藤久幸） 日程第12、議案第60号、特別職の職員等の旅費の特例に関する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） 議案集83ページをお願いします。議案第60号、特別職の職員等の旅費の特例に関する条例について説明します。本案は、平成30年7月1日から特別職の職員等の旅費の日当を支給しないこととするための特例条例を定めるため、町議会に提案するものです。詳細につきましては、担当から説明します。
- 議長（伊藤久幸） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） 議案第60号、特別職の職員等の旅費の特例に関する条例について、総務課からご説明申し上げます。本条例は、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定にかかわらず、町長、副町長及び教育長に支給される旅費のうち日当を支給しないものとするもの、また、職員の旅費に関する条例の規定にかかわらず、職員に支給される旅費のうち日当を支給しないこととするものでございます。これまで厳しい財政状況の中、事務事業の見直し、職員数の削減、補助金、負担金の削減、内部管理経費の削減など行ってまいりま

した。今後も継続して歳出削減に向けた取り組みを行ってまいります。さらには職員のスキルアップを図り、内部完結型の事務による委託経費削減などにも取り組んでまいります。今回の提案につきましても、内部管理経費の削減の一つとして行うもので、これまでも同様の措置を行ってまいりましたが、本提案につきましては、期限を限定せず、旅費のうち日当を支給しないこととしたものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議長（伊藤久幸） これをもって提案理由の説明を終わります。本案については、後日、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第13 議案第61号 字の区域の変更について

- 議長（伊藤久幸） 日程第13、議案第61号、字の区域の変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） 議案集の85ページをお願いします。議案第61号、字の区域の変更について説明します。本案は、北広島町川戸の地籍調査に伴う字の区域の変更について、町議会に提案するものであります。詳細につきましては、担当から説明します。
- 議長（伊藤久幸） 国土調査事務所長。
- 国土調査事務所長（堂原千春） 議案第61号、字の区域の変更について、国土調査事務所から説明をいたします。地方自治法第260条第1項の規定に基づき、北広島町の次の表の左欄に掲げる字の区域を同表の右欄に掲げる字の区域に変更するため、町議会の議決を求めるものです。なお、この字の区域の変更は、国土調査法第19条第2項の規定による国土調査の認証の日から効力を生ずるとしてしております。提案理由としましては、千代田地域の山林部の地籍調査を行っておりますが、その中に耕地部である長原地の一部が飛び地で存在しておりました。現況が山林となっていることから、山林として一体的な管理を行うため、字の区域を変更することで行っていききたいというものです。最後の国土調査の成果として字界変更し、合筆するために認証の日から効力を発するというふうにしてしております。場所については、国道433号沿いにある曙会館の川向こうの山林部になります。ご審議のほどよろしく申し上げます。
- 議長（伊藤久幸） これをもって提案理由の説明を終わります。本案については、後日、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 議案第62号 工事請負契約の締結について

- 議長（伊藤久幸） 日程第14、議案第62号、工事請負契約の締結についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） 議案集の87ページをお願いします。議案第62号、工事請負契約の締結について説明します。本案は、樽床・八幡山村生活用具および民家保存修理工事について、工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する

条例第2条の規定により町議会に提案するものです。詳細につきましては、担当から説明をいたします。

○議長（伊藤久幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村豊） 議案第62号、工事請負契約の締結について、生涯学習課から説明を申し上げます。議案集と別紙補足説明資料をご覧ください。1、工事名、樽床・八幡山村生活用具および民家保存修理工事。2、工事場所、山県郡北広島町西八幡原字比尻、3、工事期間、北広島町議会の議決のあった日の翌日から平成31年3月31日まで。4、請負金額5121万7920円、5、請負者、島根県大田市大田町大田イ1263番地1、有限会社藤井工務店、代表取締役藤井克己。今回の工事につきまして、樽床の民家でございますが、平成23年の豪雪により半壊をしました。平成25年度より解体、復元工事を行っているところでございます。建設、今回の復元の最終年度になる工事でございます。工程が非常に過密でございます。可能な限り、早期に着手したく思います。そのために議会の初日の議決を求めるものでございます。理由といたしましては、木工事、左官工事、内装工事等の工種は多岐にわたっております。作業量も多くなっております。また、樽床地域は、冬季積雪期間が12月から3月と長く、工事の期間が短いということがございます。そして、国庫補助対象事業でありまして、修復工事の最終年度でございます。工事の遅延による次年度繰り越しができないということがございます。そのために初日の議決を求めるものでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（伊藤久幸） 以上で提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第62号、工事請負契約の締結についてを採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第62号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第63号 財産の取得について

○議長（伊藤久幸） 日程第15、議案第63号、財産の取得についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） 議案集89ページをお願いします。議案第63号、財産の取得について説明します。本案は、災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、町議会の議決を求めるものです。詳細につきましては、担当から説明いたします。

○議長（伊藤久幸） 消防長。

○消防長（石井雅宏） 議案第63号、財産の取得について、消防本部からご説明いたします。1、物件名、災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材、2、納入場所、北広島町消防本部、3、買入れ価格3985万2000円、4、契約の相手方、広島県山県郡北広島町阿坂34

32番地5、阿坂モータース株式会社、代表取締役平田時吉、5、納入期限、平成31年2月28日。本案は、現在、芸北出張所に配置しております高規格救急自動車の老朽化による更新でございまして、5月16日、車両販売及び高度管理医療機器等販売で指名登録が提出されている町内業者3社を指名いたしまして入札を行ったものでございます。物件名を災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材としておりますのは、緊急消防援助隊設備整備費補助金を受けて整備する関係から、申請要綱に沿った名称としております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤久幸） 以上で、提案理由の説明を終わります。本案については、後日、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第64号 平成30年度北広島町一般会計補正予算（第1号）

日程第17 議案第65号 平成30年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（伊藤久幸） 日程第16、議案第64号、平成30年度北広島町一般会計補正予算（第1号）及び日程第17、議案第65号、平成30年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第1号）の2議案を一括議題とします。以上、2議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、平成30年度補正予算の概要について、一括して説明いたします。別冊の平成30年度補正予算書をお願いします。議案第64号、平成30年度北広島町一般会計補正予算（第1号）です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9000万円を追加し、予算の総額を149億3000万円とするものです。今回の予算補正を行う主な内容は、北広島町図書館大規模改修事業、旧山県郡西部衛生組合解散に伴うごみ処理施設等解体事業負担金をはじめ、担い手育成経営支援事業や園芸作物推進のための農地、耕作条件改善事業などを実施するための補正を行っております。また、債務負担行為補正は、第2表に追加1件を、また、地方債補正は第3表に目的別に計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第65号、平成30年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第1号）です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万円を追加し、予算の総額を28億7900万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、平成29年度介護給付費交付金の精算による支払基金への返還金などを計上しております。以上、各会計の詳細につきましては、各担当から説明いたします。

○議長（伊藤久幸） 財政課長。

○財政課長（植田優香） 議案第64号、平成30年度北広島町一般会計補正予算（第1号）について、財政課からご説明いたします。事前に配付しております資料の平成30年度6月補正予算の概要及び主要施策をご覧ください。始めに、見開きの左のページをご覧ください。今回の補正におきましては、一般会計の補正額は、2億9000万円の増額補正で、補正後の予算額は149億3000万円となります。編成上のポイントとしましては、北広島町図書館大規模改修事業などの追加でございます。下段にかけては一般会計、特別会計の当初予算からの補正の状況を掲載しております。見開きの右のページをご覧ください。6月補正における主要な施

策を掲載しております。表中右端に予算書計上のページを記載しておりますので、後ほど予算書と一緒にご覧いただければと思います。1、みんなで創造する実りと活力のあるまちでは、耕作放棄地発生防止及び園芸推進作物産地強化のための農地耕作条件改善事業などの担い手育成総合支援事業に3580万円、多面的機能支払事業及び新規就農総合対策事業合わせて342万円の追加など、総額で3922万円を、2、誰もが愛着を持って暮らせるまちでは、地域おこし協力隊員活動費などコミュニティ振興対策事業268万円、小規模崩壊地復旧事業647万円、北広島町図書館大規模改修事業2億114万円、スポーツによる地域活性化推進事業316万円の追加など、総額で2億1789万円を、4、安らぎと便利さを感じられるまちでは、消防団員活動服整備の取りやめによる1702万円の減額、旧山県郡西部衛生組合ごみ処理施設等解体事業負担金1824万円の追加など、総額で250万円を、5、住民と行政が一体となって未来を創造するまちでは、ふるさと寄附サブサイト制作委託料79万円、小規模老人ホーム静楽荘解体工事290万円の増額など、総額627万円を計上しております。なお、この一覧表中に米印で番号を付記しております事業につきまして、これらの事業目的、事業概要などを説明した資料を添付しておりますので、後ほどご覧ください。次に、補正予算書の第2表及び第3表をご覧ください。第2表に債務負担行為の追加としまして、旧山県郡西部衛生組合ごみ処理施設等解体事業負担金を平成31年度に限度額2735万8000円計上しております。また、第3表に地方債補正を計上しており、補正後の借入限度額を総額で15億780万円とするもので、防災対策事業債190万円、合併特例事業債1億9100万円、公共施設等適正管理推進事業債260万円を追加、過疎対策事業債990万円を減額し、合計1億8560万円を増額するものです。以上で、財政課からの説明を終わります。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 議案第65号、平成30年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、保健課からご説明申し上げます。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出の1ページ、2ページをお願いいたします。7款1項2目の償還金でございます。449万3000円増額し、449万4000円といたします。これは支払基金への平成29年度の介護給付費の精算見込みによる返還金でございます。支払基金への返還期日が毎年9月末のため、今回補正に上げさせていただいております。支払基金は、第2号被保険者の保険料を社会保険診療報酬支払基金が全国分をプールし、給付費にかかった費用額の28%分を各市町村に交付しております。支払基金からの交付額に比べ、所用額見込みが少なかったため、精算見込みにより返還するものでございます。補正額の財源内訳は、繰入金でございます。次の8款予備費でございます。50万7000円増額し、105万2000円といたします。次に、前のページの歳入の1、2ページをお願いいたします。7款2項1目介護給付費準備基金繰入金でございます。500万円増額し、500万1000円といたします。これは先ほど歳出で説明させていただきました支払基金への返還金として基金を500万円取り崩し、繰り入れさせていただくものでございます。保健課からの説明は以上でございます。審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤久幸） これをもって提案理由の説明を終わります。以上、2議案については、後日、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について

- 議長（伊藤久幸） 日程第18、諮問第2号、人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） 議案集のほうにお戻りいただきまして、91ページをお願いします。諮問第2号、人権擁護委員の推薦については、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、次の方を人権擁護委員の候補者として法務大臣へ推薦したいので、町議会の意見を求めるものであります。広島県山県郡北広島町志路原1350番地、行井紀美子さんです。以上、よろしくお願いたします。
- 議長（伊藤久幸） これで提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。お諮りします。諮問第2号、人権擁護委員の推薦については、行井紀美子さんを適任とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（伊藤久幸） ご異議なしと認めます。従って、諮問第2号、人権擁護委員の推薦については、適任とすることに決定いたしました。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。次の本会議は、6月12日の一般質問となっておりますので、よろしくお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 09分 散 会

~~~~~ ○ ~~~~~